

【令和4年4月1日以降】

障害児福祉手当の基準

・政令第1条第1項＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項
令別表第1(下表)の項目のうち一項目が該当

・令別表第1＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1

一	両眼の視力がそれぞれ0.0二以下のもの
二	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四	両上肢の全ての指を欠くもの
五	両下肢の用を全く廃したもの
六	両大腿を二分の一以上失つたもの
七	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
八	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
九	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
十	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※各項目には細かい認定基準があり、専門の診断書によって審査を行います。

現状、上表に該当していても必ず専門の診断書の提出が必要です。